

埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、産業労働部金融課が所管する埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金要綱（以下「資金要綱」という。）に基づき、融資を受けた中小企業者等の金利負担を軽減するため、取扱金融機関に対して、予算の範囲内において、利子補給金を交付する。

2 前項の利子補給金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、資金要綱で定められた資金（以下「当該制度融資」という。）を融資実行した取扱金融機関とする。

(交付対象経費)

第3条 利子補給金の額は、当該制度融資に係る毎年1月1日から同年12月31日までの約定支払日における利子相当額の合計とする。ただし、貸付金額6千万円を補助対象限度額とする。

2 交付する利子補給金の期間は、当該制度融資実行日から起算して3年間とする。

(利子補給率)

第4条 前条の利子相当額の算定に用いる利子補給率は、次表のとおりとする。

資金	利子補給率
資金要綱2（1）又は（3）の認定を受けた者に対する資金	年1.4%
資金要綱2（2）の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者であるもの又は認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者に対する資金	年1.5%

(交付申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 利子補給金に係る制度融資対象者一覧（様式第2号）
- 2 利子補給金に係る算出資料
- 3 前号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

3 知事は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

(交付申請書の提出)

第6条 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、1月1日から同年6月30日までに発生する利子（以下「前期分」という。）については7月31日、7月1日から同年12月31日までに発生する利子（以下「後期分」という。）については翌年1月31日までとする。ただし、令和2年度においては、5月1日から同年12月31日までに発生する利子については、別途知事が定める日までとする。

2 前項において提出期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日の翌日をもって提出期限とみなす。

(記載事項等の省略)

第7条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定兼確定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の額の確定に係る通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(利子補給金の請求)

第9条 前条の交付決定兼確定通知書の交付を受けた者は、当該交付決定兼確定通知書を受領した日から10日以内に、様式第4号の埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金請求書を知事に

提出するものとする。

(書類の保管)

第10条 利子補給金の交付を受けた者は、利子補給金の交付に係る関係書類を利子補給金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付について必要な事項は、知事と取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会とが協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行し、令和2年5月1日以後に発生する交付対象経費に対して適用する。
- 2 令和2年度の利子補給金を交付するにあたっては、改正後の要綱の規定に基づく約定支払日における利子相当額から、改正前の要綱の規定に基づく令和2年度前期分の既交付額を減じるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行し、令和2年5月1日以後に発生する交付対象経費に対して適用する。ただし、改正後の要綱の第5条第2項第2号に掲げる利子補給金に係る算出資料の提出期限は、令和2年度分及び令和3年度前期分に限り、この要綱の第6条の規定にかかわらず別途知事が定める日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。